

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

株式会社エディア

連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.edia.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

4 社

連結子会社の名称

株式会社ティームエンタテインメント

株式会社一二三書房

その他 2 社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社一二三書房、その他 1 社を除き、連結決算日と一致しております。

なお、株式会社一二三書房、その他 1 社の決算日は 8 月 31 日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な償却資産の減価償却の方法

- 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ・ 有形固定資産
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具器具及び備品	2年～10年
 - ・ 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込収益獲得期間（2～3年）に基づく均等償却額のいずれか大きい額により償却しております。
 - ・ 長期前払費用
 - 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・ 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- ・ 情報利用料引当金
 - コンテンツ課金売上に連動して発生する情報利用料の支払に備え、当連結会計年度に発生すべきものの見積額を計上しております。
- ・ 返品調整引当金
 - 返品による損失に備えるため、返品率等の実績をもとに必要額を計上しております。

- ・ 事業整理損失引当金 ゲームサービスにおける特定タイトルの配信停止決定に伴い、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる損失の見積額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 62,549千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	500,000 千円
借入実行残高	500,000 千円
差引額	－ 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,991,200	802,800	－	4,794,000

（注）発行済株式数の増加802,800株は、第三者割当増資による増加800,000株及び新株予約権の権利行使による増加2,800株によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	45	－	－	45

(3) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第7回新株予約権 （2012年6月15日 取締役会決議）	普通株式	84,000	－	－	84,000	－
第8回新株予約権 （2015年7月15日 取締役会決議）	普通株式	42,400	－	3,600	38,800	－
第10回新株予約権 （2017年8月14日 取締役会決議）	普通株式	180,000	－	－	180,000	269
第11回新株予約権 （2017年8月14日 取締役会決議）	普通株式	100,000	－	－	100,000	89
第12回新株予約権 （2018年4月12日 取締役会決議）	普通株式	－	800,000	800,000	－	－
合計		406,400	800,000	803,600	402,800	358

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生に関する主な原因別の内訳

未払事業税	2,564 千円
賞与引当金	4,971 千円
未払金	4,174 千円
返品調整引当金	6,339 千円
貸倒引当金	6,517 千円
退職給付引当金	1,529 千円
事業整理損失引当金	10,801 千円
減損損失	145,043 千円
製品	59,632 千円
減価償却超過額	48,368 千円
資産除去債務	3,823 千円
繰越欠損金	405,872 千円
その他	249 千円
小計	699,889 千円
評価性引当金	△699,889 千円
繰延税金資産	－ 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入とする方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を期ごとに把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に運転資金に対応する資金調達です。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	853,814	853,814	—
(2) 売掛金	524,436	524,436	—
貸倒引当金	△21,098	△21,098	—
差引	503,337	503,337	—
資 産 計	1,357,151	1,357,151	
(3) 買掛金	123,414	123,414	—
(4) 未払金	350,750	350,750	—
(5) 短期借入金	515,000	515,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	113,304	113,304	—
(7) 長期借入金	91,656	91,656	—
負 債 計	1,194,124	1,194,124	

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 短期借入金、(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社一二三書房

事業の内容 ゲーム関連商品およびキャラクター商品の企画・制作・販売
書籍・定期刊行物の企画・編集・出版
各種販促プランの企画立案・実施

② 企業結合の行った主な理由

被取得企業のもつ出版事業への進出による収益基盤の拡大を図ることのみならず、当社グループが目指すクロスメディア展開及びIP創出に向けた取り組みの強化を図るため。

③ 企業結合日

2018年8月20日（みなし取得日 2018年8月31日）

④ 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

66.7%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

被取得企業の議決権比率の過半数を取得したため。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年9月1日から2019年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金 60,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

取得に直接要した費用 アドバイザリー費用等 1,300千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 89,479千円

② 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったためその超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	93円63銭
1株当たり当期純損失	243円50銭

9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権の募集発行に関する件

当社は、2019年4月12日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権の発行に係る募集を行うことについて決議しております。

募集の概要

【第1回転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集】

(1) 払込期日	2019年5月7日
(2) 新株予約権の総数	10個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は14,880,000円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4) 当該発行による潜在株式数	310,000株（新株予約権1個につき31,000株）
(5) 資金調達の額	148,800,000円
(6) 転換価額	1株当たり480円（固定）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式

(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMS ワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。 ③ 繰上償還条項 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。 ④ 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
---------	---

【第13回新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2019年5月7日
(2) 新株予約権の総数	88個
(3) 発行価額	総額2,596,000円（新株予約権1個につき29,500円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	880,000株（新株予約権1個につき10,000株） 下限行使価額は313円ですが、潜在株式数は880,000株であります。
(5) 資金調達の額	409,316,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：2,596,000円 新株予約権行使による調達額：412,720,000円 発行諸費用の概算額：△6,000,000円
(6) 行使価額	当初行使価額 469円 当初行使価額は、2019年4月12日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%または313円のいずれか高い価額であります。 当社は、割当日から6ヵ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使価額が修正となる旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。 また、行使価額の修正は下記「(8) その他 ①本新株予約権の行使許可」に記載される、当社取締役会の決議による行使許可がなされた場合にも、同様の修正が行われます。 なお、行使許可による行使価額の修正を除き、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式

(8) その他

① 本新株予約権の行使許可

割当予定先であるマイルストーン社は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。

行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、①30個、②30個、③28個の順に実施され、行使許可の対象となった新株予約権の行使が終了しない場合は、新たに行使許可を行うことはできません。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、合わせて、行使価額に対し、上記「(6) 行使価額」に記載する行使価額の修正と同様の修正が行われます。

② 行使条件

本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

③ 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から6ヵ月が経過後、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

⑤ 本契約における定め

上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の第三者割当契約書（以下、「本契約」という。）において、次の規定がなされます。

< 本新株予約権の行使指示 >

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（609円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

(8) その他	・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（703円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である原尾正紀が締結した株式貸借契約の範囲内（310,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。 ＜ 新株予約権の取得請求 ＞ 割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年4月6日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（29,500円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑥ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
----------------	---

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
--------	-------------

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----------	---

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----	--

貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----	--

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込収益獲得期間（2～3年）に基づく均等償却額のいずれか大きい額により償却しております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 情報利用料引当金

コンテンツ課金売上に連動して発生する情報利用料の支払に備え、当事業年度に発生すべきものの見積額を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

ゲームサービスにおける特定タイトルの配信停止決定に伴い、翌事業年度以降に発生すると見込まれる損失の見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,061千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	400,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	－千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,794,000株

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 45株

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 402,800株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

未払事業税	2,167千円
賞与引当金	3,607千円
貸倒引当金	6,108千円
事業整理損失引当金	10,801千円
未払金	4,125千円
減損損失	138,605千円
減価償却超過額	46,997千円
資産除去債務	2,465千円
繰越欠損金	379,074千円
その他	245千円
小計	594,199千円
評価性引当額	△594,199千円
繰延税金資産計	－千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社ティームエンタテインメント	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付	45,000	関係会社貸付金	35,000
子会社	株式会社一二三書房	所有 直接66.7%	資金の援助	資金の貸付	40,000	関係会社貸付金	40,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	109円95銭
1株当たり当期純損失	226円74銭

8. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権の募集発行に関する件

当社は、2019年4月12日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権の発行に係る募集を行うことについて決議しております。

募集の概要

【第1回転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集】

(1) 払込期日	2019年5月7日
(2) 新株予約権の総数	10個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は14,880,000円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4) 当該発行による潜在株式数	310,000株（新株予約権1個につき31,000株）
(5) 資金調達の額	148,800,000円
(6) 転換価額	1株当たり480円（固定）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式

(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMS ワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。 ③ 繰上償還条項 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。 ④ 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
---------	---

【第13回新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2019年5月7日
(2) 新株予約権の総数	88個
(3) 発行価額	総額2,596,000円（新株予約権1個につき29,500円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	880,000株（新株予約権1個につき10,000株） 下限行使価額は313円ですが、潜在株式数は880,000株であります。
(5) 資金調達の額	409,316,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：2,596,000円 新株予約権行使による調達額：412,720,000円 発行諸費用の概算額：△6,000,000円
(6) 行使価額	当初行使価額 469円 当初行使価額は、2019年4月12日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%または313円のいずれか高い価額であります。 当社は、割当日から6ヵ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使価額が修正となる旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。 また、行使価額の修正は下記「(8) その他 ①本新株予約権の行使許可」に記載される、当社取締役会の決議による行使許可がなされた場合にも、同様の修正が行われます。 なお、行使許可による行使価額の修正を除き、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式

(8) その他

- ① 本新株予約権の行使許可
割当予定先であるマイルストーン社は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、①30個、②30個、③28個の順に実施され、行使許可の対象となった新株予約権の行使が終了しない場合は、新たに行使許可を行うことはできません。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、合わせて、行使価額に対し、上記「(6) 行使価額」に記載する行使価額の修正と同様の修正が行われます。
- ② 行使条件
本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。
- ③ 新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の割当日から6ヵ月が経過後、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ④ 譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。
- ⑤ 本契約における定め
上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の第三者割当契約書（以下、「本契約」という。）において、次の規定がなされます。
- ＜ 本新株予約権の行使指示 ＞
割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（609円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

(8) その他	・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（703円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である原尾正紀が締結した株式貸借契約の範囲内（310,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。 < 新株予約権の取得請求 > 割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年4月6日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（29,500円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑥ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
---------	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。